

世田谷区

生活保護世帯から進学する 若者のための給付型奨学金

世田谷区では、生活保護世帯から大学などへの進学を
応援するために、返す必要のない奨学金を給付します。
詳しくは、裏面をご覧ください。



【担当】

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 給付型奨学金担当

〒154-8504 世田谷4-22-33 世田谷区役所西棟3階

電話番号：03-5432-2569

受付時間：（平日）8時30分～17時15分（祝・休日・年末年始除く）

区HP：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/11232.html>



対象となる方

次の（１）～（７）すべてにあてはまる**学生**が対象です。

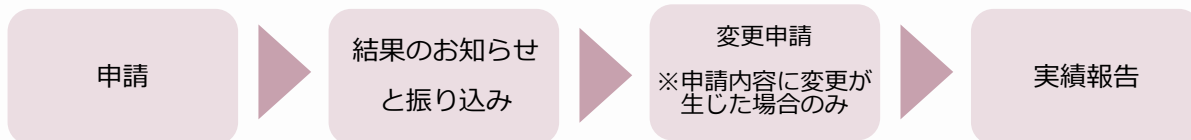
- （１）高校を卒業した年度の**3月31日時点**で28歳未満であり、**世田谷区から生活保護を受給していた**。
- （２）**大学等入学日の時点**で、**学生本人が生活保護を受給していない**（世帯分離を含む）。
- （３）大学などへ入学した後も、**保護者が世田谷区から生活保護を受給している**。
- （４）学生本人または保護者のうち**1名以上が世田谷区民**である。
- （５）高校を卒業した後、3年以内に国の「高等教育の修学支援新制度（※）」の**対象となる学校**に入学した（**2浪まで**）。
- （６）留年していない（休学を除く）。
- （７）大学などに初めて入学する（転入・編入学の場合を除く）。

対象経費と給付額

次の（１）～（４）の経費のうち、**実際に支払う金額**を支給します。

経費	給付額	注意事項
（１）学費	上限：50万円（年額）	
（２）教材費	実際に支払う金額	※ 学校の購入指示がわかる教材 に限ります。
（３）パソコン本体代	上限：10万円	※ 学校から指定された場合のみ 対象。 在学中1回のみ 申請できます。
（４）通学交通費	上限：6か月通学定期券×2回分	※公共交通機関を利用する場合の定期代が対象です。 ※3か月定期券を4回購入した場合であっても、給付額は6か月定期券2回分の額です。

主な手続きの流れ ※**申請者は学生本人**です。必ず**学生本人が手続き**してください。



申請時期

申請は大学等に入学した後に受付します。

令和8年4月以降に大学等へ進学される場合は、令和8年4月以降の受付期間中にお申し込みください。

詳しくは表面にある、区ホームページでお知らせします。

※「高等教育の修学支援新制度」とは

授業料・入学金の免除・減免や、返す必要のない奨学金を受けられることができる国の制度もあります。詳しくは右にある二次元コードよりご確認ください。

